

「共謀罪」って何ですか？

「共謀罪」とは、2人以上で具体的な犯罪について話し合いをして合意した場合、合意があったこと 자체を「犯罪」とするものです。自公政権は今までにも「共謀罪」を成立させようとしたが、あまりに危険な内容のために過去3回も廃案になっています。

ところが安倍自公政権は「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ、「テロ等準備罪」との名前をつけた規定を設ける「改正組織的犯罪処罰法」成立を目指しています。「組織的犯罪集団」が犯罪を「計画」し、集団の誰かが「資金又は物品の手配」「関係場所の下見」などの「準備行為」をした場合、「懲役」などを科す法案となっています。

こうした法律が制定されれば、たとえばマンション建設の反対集会を開くことを複数の人たちがメールでやり取りし、そのうちの誰かがマンション建設予定地付近をたまたま通り、ATMでお金を引き出した行為が、「組織的威力業務妨害罪」の「下見」という「準備行為」、犯行資金の入手という「準備行為」とされて逮捕される可能性があります。ATMでのお金の引出しや「移動」といった、日常生活の普通の行為が「計画」に基づく犯罪の「準備行為」とされる危険性が生じます。

飯島 澄明（名古屋学院大学教授、憲法学・平和学）

2017年4月1日発行
著作権：平和教育情報制作センター（C）2017 bepro-japan.com



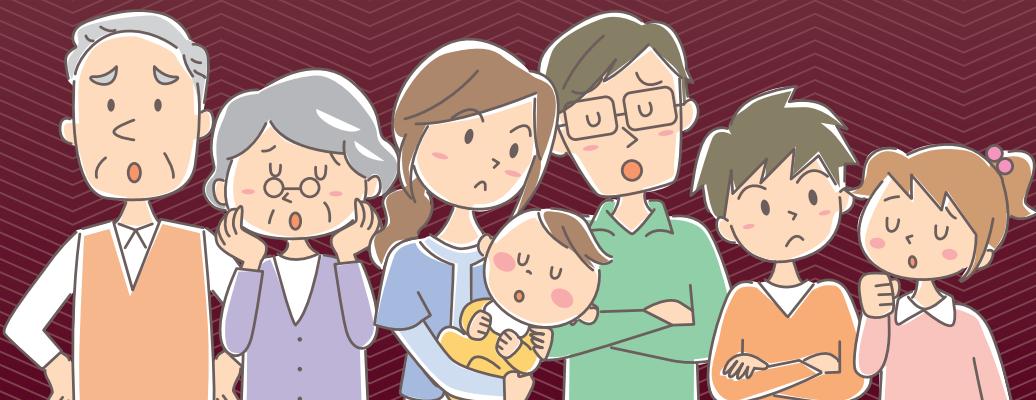
http://www.anti-war.info/information/1703061/
算下記。
該細胞内容を用いて、個人情報を含むもの。
「共謀罪」の削除に対する意見を述べます。

「戦争をさせない1000人委員会」は、
「戦争を止めよう」の一環として「共謀罪」制定に賛同する
団体や個人で構成された団体です。戦争への道を架え政府の暴走を阻止する
活動家たちがいます。政府を批判する活動者たちに加え、「共謀罪」制定を
進める議員たち、市民の会議などでも
「戦争を止めよう」の活動家たちと共に、反政府の方々。
2015年9月)など、「戦争を止めよう」を主とする各団体
の自衛隊の武力行使を可能にする安全保障法(=戦争法)制定
に反対する活動家たちが、戦争法(=戦争法)制定
に反対する活動家たちが、戦争法(=戦争法)制定

「共謀罪」の説明

こんなに危ない共謀罪

(テロ等準備罪)



戦争をさせない
1000人委員会

Anti-War Committee of 1000

テロ対策に 必要ではないですか？

「現代版治安維持法」とも 言われていますが

今回の「共謀罪」法案が 成立したらどうなりますか？

テロ対策のために、国連国際組織犯罪防止条約（この条約と呼びます。）を批准する必要はありません。組織犯罪対策とテロ犯罪対策とで、国際法上は共通のツールがありますが、処罰される行為の主体（犯罪集団）の範囲が違います。この条約は、組織的な犯罪集団（麻薬取引などで利益を得る集団等）への参加を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとっています（5条）が、テロ行為を犯罪としたり、テロ集団への参加を犯罪としたりするものではありません。

そもそもテロ犯罪に対する対策としては、飛行機をハイジャックする場合とか、テロ集団を支援するために資金を提供する場合など、別途関連する条約や国連決議が13ほどあり、そのすべてについて日本は、すでに十分な対応を取っています。この条約に加入することによって、テロ対策に役立つというのは見当違いです。むしろ共謀罪を広く処罰するために「テロ等準備罪」を新しく処罰することは、あまりにも大きく处罚範囲を広げすぎるものであり、いたずらに处罚範囲を広げることは、逆に、国際人権法に反し、国際的に問題とされます。

テロ対策に役立てるとしたら、たとえば国際的な捜査協力などの方法がありえますが、それは共謀罪の拡大とはまったく別の問題です。

1925年に制定された治安維持法（1945年10月廃止）は、「國体の変革」や「私有財産の否認」を目的として結社（団体）を組織することを禁じた法律でした。1928年には目的遂行罪（「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」）および最高刑として死刑が導入され、1941年には予防拘禁を可能とするなどの改悪がなされました。

治安維持法とりわけ目的遂行罪の容疑で、特高警察の監視下に置かれた無政府主義者、共産主義者、社会主義者、労働運動関係者が次々と身体拘束され、苛烈な拷問を受けながら、活動内容や関係者について虚偽の〈自白〉に追い込まれることもありました。なかには拷問死した人もいます。同法による被検挙者数は約8万ともいわれており、まさに軍事拡張政策を進める大日本帝国に反する思想・言論を取り締まるための大弾圧法でした。

これまで原則として、警察は犯罪発生後に活動を始めていましたが、「共謀」を立証するには犯罪発生前の活動が必要になります。具体的には、「通信傍受法（盗聴法）」のさらなる「改正」で電話やメールの傍受対象を拡大し、新たに室内や街頭などでの会話傍受を行うようになるかもしれません。昨年の刑法犯認知件数は戦後最低であつたのに、警察組織を縮小しないで拡大することになるのです。2013年にスノーデン氏がアメリカ政府による情報収集活動の実態を暴露しましたが、日本も超監視社会に向かおうとしています。

ただ、憲法は13条でプライバシー権を、19条で思想・良心の自由を、21条で通信の秘密を保障しているので、警察権限の拡大が一気に進むわけではありません。そこで、この憲法を変えてしまった可能性があります。現に2005年と12年の自民党改憲案では、人権と人権とが衝突した場合の人権間の調整原理である「公共の福祉」という文言を、「公益及び公の秩序」に置き換えていました。自民党は国家の安全や社会秩序が優先する場合に、人権を簡単に制限しようと考へており、「共謀罪」の考えがまさにそうです。憲法も変え、息苦しい社会になつてもいいのでしょうか。